



2025年5月29日

株主各位

会社名	ニデック株式会社
代表者名	取締役社長執行役員 岸田 光哉
取引所	東証プライム (6594)
所在地	京都市南区久世殿城町338
問合せ先	総務・サステナビリティ推進部長 大山 直子
TEL	075-935-6100

第52期定時株主総会招集ご通知の一部訂正のお知らせ

2025年5月30日付送付の当社「第52期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

なお、本訂正は、招集ご通知の電子提供措置開始前に確認されたことから、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）には、訂正後の電子データのみを掲載しておりますが、既に校了手続きが完了しているため、お手元に届くものは訂正前のものとなります。何卒ご了承下さい。

記

【訂正箇所】（下線部は訂正部分を示します）

1 ページ 第52期 定時株主総会招集ご通知
電子提供措置の開始日

（訂正前）

電子提供措置の開始日 2025年5月28日

（訂正後）

電子提供措置の開始日 2025年5月30日

以下の訂正は、書面交付請求をなされた株主さまに送付する書面のみが該当いたします。
54ページ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

(訂正前)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書	
ニデック株式会社 取締役会御中	
2025年5月26日	
PwC Japan有限責任監査法人	
京都事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山本 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩井 達郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 天野祐一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山口 恭平
監査意見	
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニデック株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。	
当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ニデック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。	
監査意見の根拠	
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。	
その他の記載内容	
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。	
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。	
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。	
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。	
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。	

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(訂正後)

記載なし

(訂正前)

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書	
当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果について以下のとおり報告致します。	
1. 監査の方法及びその内容	
監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施致しました。	
① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。	
② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。	
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。	
2. 監査の結果	
(1) 事業報告等の監査結果	
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。	
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。	
③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。	
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果	
会計監査人PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	
(3) 連結計算書類の監査結果	
会計監査人PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	
2025年5月27日 ニデック株式会社 監査等委員会	
常勤監査等委員	村 上 和 也 ㊟
常勤監査等委員	落 合 裕 之 ㊟
監査等委員	山 田 文 ㊟
監査等委員	豊島ひろ江 ㊟
監査等委員	梅 田 邦 夫 ㊟
(注) 監査等委員山田文、豊島ひろ江及び梅田邦夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。	

以 上

(訂正後)

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果について以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施致しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日
ニデック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	村 上 和 也 ㊞
常勤監査等委員	落 合 裕 之 ㊞
監査等委員	山 田 文 ㊞
監査等委員	豊島ひろ江 ㊞
監査等委員	梅 田 邦 夫 ㊞

(注) 監査等委員山田文、豊島ひろ江及び梅田邦夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度に係る連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について監査致しました。その方法及び結果について以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討致しました。

2. 監査の結果

会計監査人PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法について指摘すべき事項は認められませんが、同監査法人の会計監査に時間を要しており、会計監査報告を受領していないため、現時点では連結計算書類に関する意見の表明は差し控えます。

2025年5月29日
ニデック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	村 上 和 也 ㊞
常勤監査等委員	落 合 裕 之 ㊞
監査等委員	山 田 文 ㊞
監査等委員	豊島ひろ江 ㊞
監査等委員	梅 田 邦 夫 ㊞

（注） 監査等委員山田文、豊島ひろ江及び梅田邦夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上